

改正案	現 行
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。</p> <p>このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局(地上基幹放送をする無線局をいう。)を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) テレビジョン放送</u></p> <p><u>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域(学園の放送にあつては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</u></p> <p><u>なお、平成23年7月24日(岩手県、宮城県及び福島県の区域にあつては平成24年3月31日)をもってデジタル放送以外の放送からデジタル放送に移行したが、デジタル放送以外の放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までにデジタル放送が受信できるようにすること。</u></p>	<p>第1 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア (同左)</p> <p>(ア)～(ウ) (同左)</p> <p><u>(エ) テレビジョン放送</u></p> <p><u>テレビジョン放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成23年7月24日までに全面移行すること。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日までに全面移行すること。</u></p> <p><u>A デジタル放送</u></p> <p><u>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域(学園の放送にあつては授業実施予定地域)においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</u></p> <p><u>なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送からの全面移行であることから、平成22年12月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。</u></p> <p><u>この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送を</u></p>

(オ) (略)

#### イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

#### (7) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。)

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

(B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

B Aの放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

(B) 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

C A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

(B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

できる限り多く行うこと。

#### B デジタル放送以外の放送

デジタル放送以外の放送については、デジタル放送を行う放送事業者が行い、これらの放送は、岩手県、宮城県及び福島県の区域を除き、平成23年7月24日までに終了すること。岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日までに終了すること。

(オ) (同左)

#### イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

#### (7) デジタル放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送については、平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

#### A 協会の衛星基幹放送

(A) 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。)

a 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

b 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(B) (A)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

(C) (A) bの放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組むものとする。

a 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

b 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

(D) (A) bの放送については、(イ)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまでの間

D 協会の衛星基幹放送の在り方については、(ウ)に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送(1)ア(エ)のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送(民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。)を行うものであること。

ウ (略)

(2) ~ (4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

また、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (略)

においては、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

(E) 協会の衛星基幹放送の在り方については、Cに規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

B 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、平成23年から、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

C 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送(1)ア(エ)のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送(民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。)を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送(1)イ(ア)A(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1系統の民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

ウ (同左)

(2) ~ (4) (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (同左)

3 (略)

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることができる放送番組の数）の目標

1 総則

(1)～(3) (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送（デジタル放送）

(表略)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) (略)

(2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）

ア～ウ (略)

3 (同左)

第2 (同左)

第3 (同左)

1 (同左)

(1)～(3) (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(同左)

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県（平成24年4月1日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとする。

(注2) (同左)

(2) (同左)

ア～ウ (同左)

エ 標準テレビジョン放送

基幹放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
標準 テレビ ジョン 放送	協会の 放送	総合放送	広域 放送	関東広域圏	1
			県域 放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1
		教育放送	全国	1	
	学園の 放送 (有料 放送を 行うも のを除 く。)	大学教育放送	関東広域圏(注)	1	
民間基 幹放送 事業者 の放送 (有料	総合放送	広域 放送	関東広域圏	5	
		県域 放送	中京広域圏及び近畿広域圏の各区域 北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに4 放送対象地域ごとに5	

	<u>放送を行うものを除く。)</u>	岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	<u>放送対象地域ごとに4</u>
		青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	<u>放送対象地域ごとに3</u>
		福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	<u>放送対象地域ごとに2</u>
		栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	<u>放送対象地域ごとに1</u>

(注) 学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

オ 多重放送

(ア)・(イ) (同左)

(ウ) 標準テレビジョン音声多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1</u>

(エ) 標準テレビジョン文字多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>
<u>民間基幹放送事業者の放送(有料放送を行うものを除く。)</u>	<u>協会の標準テレビジョン放送又は民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。(注1)</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上(注2)</u>

(注1) 協会の標準テレビジョン放送の電波に重畳して行うものについては、特に必要と認められる場合には、これとは別に放送対象地域を定めることができるものとする。

(注2) 協会の標準テレビジョン放送の放送対象地域に係るものについては、協会の放送設備を共用できる場合に限る。

(オ) 標準テレビジョン・データ多重放送

<u>基幹放送の区分</u>	<u>放送対象地域</u>	<u>放送系の数の目標</u>	
<u>民間基幹放送事業者の放送</u>	<u>有料放送を行うものを除く。</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	<u>標準テレビジョン放送1系統につき1以上</u>
	<u>有料放送を行うものに限る。</u>	<u>民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送の放送対象地域と同じ。</u>	

(3) 衛星基幹放送(デジタル放送)

エ 多重放送

(ア)・(イ) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
テレビジョン放送	総合放送	全 国	2

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全 国	1
テレビジョン放送		全 国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
テレビジョン放送	特定標準テレビジョン放送	全 国	7
	特定標準テレビジョン放送以 外の放送	全 国	43～65程度（注）

（注）一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するもの)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全 国	10程度（注）

（注）標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

ア （同左）

イ （同左）

ウ （同左）

（注）（同左）

(4) 衛星基幹放送(デジタル以外の放送)

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系により放送をす ることのできる放送番 組の数の目標
協会の放送	テレビジョン放送	総合放送	全国	2

(5) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

（同左）

（注）（同左）